人とまち　「きずな」でつなぐ　元気な平生

広報 ひらお

-HIRAO Public Relations-

主な内容

■東日本大震災から１年
　～地震・津波に備えて～（Ｐ２～３）
■平生町空き家バンク（Ｐ４）
■第四次平生町総合計画概要⑪（Ｐ７）
■町長室の窓（Ｐ９）
■まちの話題（Ｐ10～11）
■情報伝言板（Ｐ16～17）

No.1199

平成24年
(2012)

3月号

樹上からの景色は爽快！

２月11日、大野南の松本さん方の裏山で、ツリークライミング体験会が開催され、大人から子どもまで約20人の参加者が町内外から集まりました。

ツリークライミングとは、専用のロープなどを使って木に登り、自然を楽しむレクリエーション。インストラクターの福田洋一さん（周南市）の指導により、大人も子どももすぐにコツをつかんであっという間に５～10mの高さに！

◇発行：平生町役場　〒742-1195　山口県熊毛郡平生町大字平生町210番地の１　☎0820（56）7111＜総務課＞

●ホームページ　（パソコン版）http://www.town.hirao.lg.jp/
（携帯電話版）http://www.town.hirao.lg.jp/mobile/index.html
（左の２次元バーコードを読み取り機能のついた携帯電話で読み取ることによりアクセスできます。）
●E-mail　hirao1@town.hirao.lg.jp

東日本大震災から1年 ～地震・津波に備えて～

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が1万9千人を越える未曾有の大災害となりました。

平生町でも東南海・南海地震や、安芸灘～伊予灘のプレート内地震、大竹断層での地震などの発生が予想されていますので、東日本大震災を教訓に、地震・津波への備えを行っていく必要があります。

家庭でできる防災

●家の中でできる対策

地震の被害を少なくするためには、まず自分の身を守るための準備が必要です。家の中でできる対策には次のようなものがあります。

①家具・家電の転倒防止

L字金具、つっぱり棒、上部の隙間を埋める収納ユニット、固定バンド、粘着性マット、チェーン・ベルトなどで倒れないようにする。

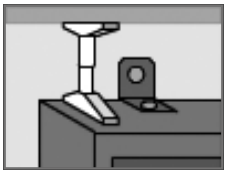

②ガラスの飛散防止

窓ガラスなどに飛散防止フィルムを貼る。

③収納物の飛散防止

扉のない棚にはストッパーやゴムシートを付けるなどの落下防止の措置を行う。扉のある棚は開き戸ストッパーなどを取り付ける。

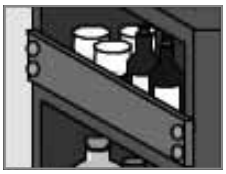

④火災防止

火元の周りに燃えやすいものを置かない。カーテン、じゅうたんなどに防炎品（燃えにくい素材の製品）を使用する。ストーブを片付けるときは必ず電池を外す。（地震の揺れで点火してしまう可能性がある）

⑤吊り下げ式照明器具の補助

照明器具の既存の吊り下げ部分以外にひもやチェーンを繋ぎ、補強・落下防止を行う。

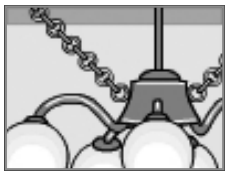

⑥その他

重いものはなるべく低いところに置く。玄関やバルコニーなど、避難経路となるところには物をなるべく置かない。就寝場所のそばに家具を置かない。

※次のホームページに詳しい情報が載っています。

家具転倒防止対策啓発サイト（東南海・南海地震に関する都府県連絡会）

http://kagutentouboushi.jp/

●準備物

【枕元においておきたいもの】

スリッパ：ガラスの破片などが飛散した場合、素足では歩けません。手の届くところに用意しておきましょう。

懐中電灯：できれば各部屋のわかりやすい場所に用意しておくと、夜間の災害で停電になったときすぐに手に取ることができます。

笛（ホイッスル）：建物や家具の下敷きになった場合に居場所を伝えるためのもので、声を出すよりも体力の消耗が少なくて済みます。

【非常持ち出し袋（両手の空くリュックサックなど）に入れておきたいもの】

懐中電灯、ラジオ、飲料水、非常食、貴重品（現金、通帳、印鑑、保険証など）、筆記用具、メモ帳、ライター、ろうそく、洗面具、タオル、下着、救急用品（消毒液、脱脂綿、ガーゼ、包帯、ばんそうこう　など）※その他、乳幼児、妊婦、介護が必要な人など、各個人や家庭の事情に合わせて必要な日用品や常備薬なども準備しましょう。

【家の中に備蓄しておきたいもの（ライフラインの復旧まで）】

1人1日あたり3㍑×3日分の水（飲料水や生活用水として）、非常食（缶詰、レトルト食品、ドライフーズ）、卓上コンロ、固形燃料、予備のガスボンベ　など

●家族で行う防災会議

家族が別の場所にいるときの避難行動について、すぐ連絡がつくとは限らないので、それぞれで判断して避難できるよう普段から話し合っておく。

災害用伝言ダイヤルの使い方

伝言を録音するとき

171 ＋ 1
＋ 自宅の電話番号

伝言を再生するとき

171 ＋ 2
＋ 安否を確認したい人の電話番号

写真：東日本大震災による被害（宮城県）【提供：柳井地区広域消防組合】

地域で行う防災
～自主防災組織の活動～

●自主防災組織とは

大規模な災害が発生した場合、消防署や役場など公共の機関の対応だけでは限界があります。日ごろから災害時の連絡体制・協力体制などについて地域で話し合っておきましょう。また、自主防災組織を結成されていない自治会は、総会などの機会に設立の検討をお願いします。

自主防災組織交付金

自主防災組織を結成されている自治会に対しては、年に1回、町から組織運営の交付金が支給されます。

35戸未満	10,000円
35戸以上70戸未満	20,000円
70戸以上	30,000円

地震が起こったら

①身の安全を守る（机やテーブルの下に隠れる、またはクッションやバッグなどで頭を保護する。）
②火のしまつをする。脱出口を確保する。ガスの元栓をしめる。ブレーカーを切る。
③非常持ち出し品を持って外に出る。
④隣近所で声を掛け合い、1人で逃げられない人もいるので、協力して避難する。
（危険な場合は無理をせず避難するが、状況に応じて初期消火、救出・救護活動を行う。）

情報の入手方法

●緊急地震速報（地震発生前～地震発生直後）

【視聴中のテレビ・ラジオ】
報知音とともに情報が放送されます。

【携帯電話の緊急地震速報サービス】※
各携帯電話会社が緊急地震速報のサービスを行っています。

【屋外スピーカーでの国からの伝達（J-ALERT）】
各市町に設置されている屋外スピーカーは、緊急時に国の機関から直接放送を流すことがあります。

●町からの防災情報

【防災行政無線】
町内26カ所に屋外スピーカーが設置されており、役場からの放送を流します。

【防災無線確認テレホン】
☎（57）0061
防災行政無線の内容が聞こえなかったときは、電話で放送内容を確認できます。

【平生町防災メールサービス】
平生町の震度や津波の情報などを、本サービスの利用登録者に対しメールで配信するサービスです。

［登録方法］
①［e-hirao@xpressmail.jp］に空メールを送る。
アドレスは直接入力されるか、下記QRコードを読み取ってご利用ください。
②返信メールが届いたら本文にインターネットアドレスにアクセスし、画面の指示に従い登録する。（返信メールが届かない場合は迷惑メール設定などをご確認ください。）

【エリアメール（ドコモ・ソフトバンク・au）】※
平生町では、昨年11月にドコモでのサービスを開始しましたが、3月1日からソフトバンクとauでも同様のサービスを開始しました。
緊急性の高い情報を伝える必要があるとき、各携帯電話会社のエリアメールを使用する場合があります。対応機種の携帯電話を持ち、情報を発信した時点で町内にいる人にメールを配信します。

【平生町のホームページ】
避難所の開設状況などをホームページに掲載します。
http://www.yhk-joho.jp/
（災害情報提供システム）

※「緊急地震速報サービス」「エリアメール」における対応機種や設定・受信方法などは各携帯電話会社にお問い合わせください。

平生町空き家バンク
貸したい「空き家」はありませんか？

■問合せ先　町総合政策課　☎（５６）７１２０

Q１.「平生町空き家バンク」って、なに？

平生町内の賃貸できる空き家情報を、町が登録・管理し、本町にＵＪＩターン※1（移住）を希望する人に対して紹介を行う制度です。

貸したい空き家をお持ちの人は、平生町役場 総合政策課までご連絡ください。

※１「ＵＪＩターン」…Ｕターン、Ｊターン、Ｉターンの総称
Ｕターン…地方出身者が、再び出身地に移り住むこと
Ｊターン…地方出身者が、出身地には戻らず、都市と出身地の間の地域に移り住むこと
Ｉターン…都市で生まれ育った者が、地方に移り住むこと

Q２.「空き家」を貸したいけど、どうしたらいいの？

「平生町空き家バンク物件登録申込書」※2に必要事項を記入のうえ、町役場総合政策課へ提出してください。平面図等間取りが確認できる資料があればあわせて提供してください。（ただし、廃屋や、空き家の所有者に町税等の滞納がある場合は登録できません。）

※２　町役場総合政策課に備えています。
また、町公式ホームページからもダウンロードできます。
【“平生町空き家バンク”で検索】

Q３.「空き家」を貸したいけど、どのくらいの費用がかかるの？

「平生町空き家バンク」への登録費用 および 賃借人との仲介役である不動産関係団体への賃貸人からの媒介報酬は無料です※3。（その他、「空き家」の修繕費用など、別途発生する費用の負担が必要となる場合があります。）

※３　本町では、不動産関係団体［㈳山口県宅地建物取引業協会柳井支部および㈳全国不動産協会山口県本部］と連携してこの制度に取り組んでいます。
当団体のご協力により、平生町外からのＵＪＩターン（移住）促進のため、「空き家バンク」に登録した物件の仲介に限り無料となっているものです。

Q４.「空き家」を貸すまでの流れはどうなるの？

簡単な流れは、次のとおりです。
①貸したい空き家の登録申込み
②物件調査・媒介契約の締結
③物件情報の登録・公開
④賃借希望者と交渉
詳しくは、下記制度概要図をご参照ください。

「平生町空き家バンク」制度概要図

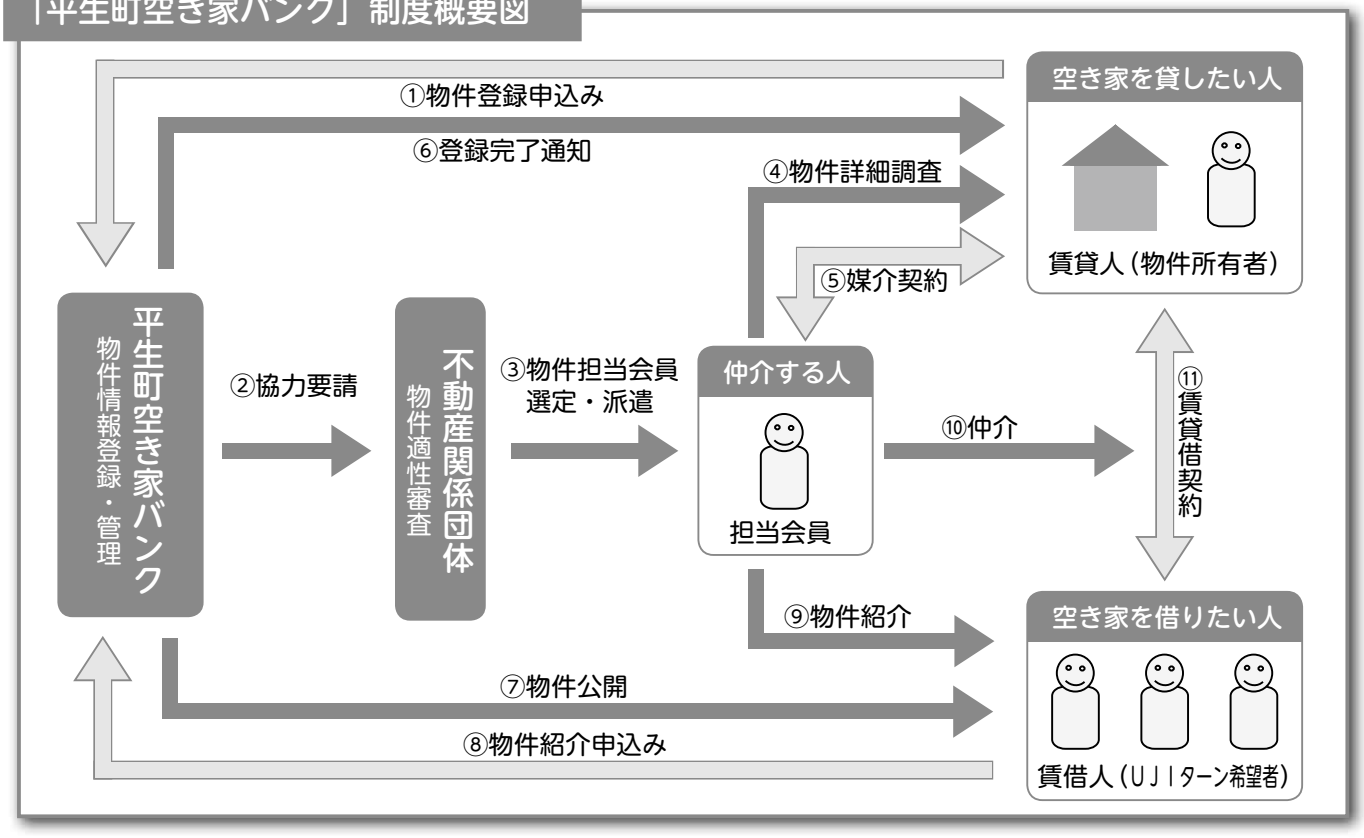

高額な外来診療を受ける皆様へ

４月１日から 認定証などを提示すれば、 窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

医療保険には、医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う自己負担額が、ひと月で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する高額療養費制度があります。

これまで、外来診療においては窓口負担が限度額を超えた場合でも、いったんその額をお支払いただき、後で医療保険者から高額療養費として支給されていました。

４月１日からは、ひとつの医療機関において高額な外来診療を受けたときに認定証などを提示すれば、自己負担限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

●今持っている認定証などは使えないの？

７月31日までは外来診療でも使用できます。

●認定証を提示しなかったらどうなるの？

医療機関の窓口で自己負担額を全額支払った後に、高額療養費の支給申請をしていただき、後日、限度額を超えた金額が医療保険者から支給されます。

●認定証の交付を受けるにはどうすればいいの？

加入する医療保険者に交付を申請してください。

なお、申請方法や自己負担限度額など、詳しくはご加入の健康保険組合、全国健康保険協会、国民健康保険、後期高齢者医療広域連合、国保組合、共済組合までお問い合わせください。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで提示するもの
・70歳未満の人 ・70歳以上の非課税世帯等の人	認定証※の交付申請が必要です	「認定証」
70歳以上75歳未満で非課税世帯等ではない人	必要ありません	「高齢受給者証」
75歳以上で非課税世帯等ではない人	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」

※限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証

平生町国民健康保険に加入されている人および後期高齢者医療に加入されている非課税世帯の人へ

町役場町民課【☎（５６）７１１３】で認定証の申請を随時受け付けています。

【持参物】保険証（国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証）、印章

申請を行った月の初日から有効となります。ただし、保険税に滞納がない場合に限ります。

第５期生大募集！

畑を耕し、作物を植え、収穫を楽しむ！「ひらお農業体験農園」

野菜の栽培を通じて、自然とふれあいながら農業に対する理解と関心を深めていただく「ひらお農業体験農園」の利用者を募集します。

この体験農園では、利用者（団体）に、１区画の農地を１年間貸し出し、その中でトマトやきゅうり、キャベツなど12品目程度の課題作物を栽培してもらいます。

また、「栽培教室」で指導を受けることができるので、今まで野菜づくりの経験がない人でも安心して利用できます。

ぜひ、この機会にチャレンジしてみませんか!?

【農園の概要】

・**農園の場所**　大字大野南（南下）

・**貸付区画数**　全20区画（整地済）
※貸付は原則１人または１世帯（グループ）につき１区画

・**貸付面積**　約18㎡／区画

・**年間貸付料（予定）**
４８００円（１区画）
※別途教材費（苗代、肥料代など）が必要となります。

・**利用期間**　４月28日㈯（入園日）～平成25年３月末

【栽培教室】
月１回程度開催します。（主に第３土曜日の午前中）

【収穫祭】
農園で収穫した野菜をその場で調理し、穫れたて野菜の格別な味を堪能できます。

【申込要件】
①農業に興味のある人で町内および近郊にお住まいの人
②年間を通じて自分の区画を管理できる人

【申込方法】
申込書に必要事項をご記入の上、町役場経済課に提出してください。
申込書は町役場経済課（土・日曜日・祝日は町役場町民課窓口）に備え付けています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

【申込期限】　３月26日㈪
※申込みが20区画になり次第締め切ります。あらかじめご了承ください。

■問合せ先
ひらお農業体験農園運営協議会事務局（町役場経済課内）
☎（５６）７１１７

国民健康保険は安心して医療を受けるための制度です

日本ではすべての人が何らかの医療保険に加入することになっています。（国民皆保険制度）

国民健康保険は、その医療保険のうちのひとつで、市区町村ごとに運営しています。万一のときに安心して医療を受けることができるように、加入者が保険税を出し合い、医療費などに充てる助け合いの制度です。

国民健康保険に加入する人

国民健康保険には、他の医療保険（職場の健康保険、後期高齢者医療制度）に加入している人や生活保護を受けている人を除く、すべての人が加入します。

○お店などを経営している自営業の人
○退職などにより職場の健康保険を脱退した人
○農業や漁業を営んでいる人
○パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険に加入していない人
○外国人登録をしていて、1年以上日本に滞在すると認められた外国籍の人

加入するとき・やめるときは必ず届出が必要です

職場の健康保険と国民健康保険の間で切り替えがある場合にはご自身による届け出が必要です。自動的に切り替わることはありませんので、ご注意ください。

国民健康保険に加入するとき

○ほかの市区町村から転入したとき（職場の健康保険などに加入していない場合）
○職場の健康保険などをやめたとき（退職したとき）
○子どもが生まれたとき（職場の健康保険などに加入していない場合）
○生活保護を受けなくなったとき

◆届け出に必要なもの
・職場の健康保険を脱退したことを証明するもの（資格喪失連絡票や離職票、退職証明書など）
・年金証書（65歳未満で年金受給者の人）
・印章
・国民健康保険の保険証
・印章

国民健康保険をやめるとき

○ほかの市区町村へ転出するとき
○職場の健康保険などに加入したとき
○死亡したとき
○後期高齢者医療制度の対象となったとき（75歳になって対象となるときは届け出不要）

◆届け出に必要なもの
・職場の健康保険証（脱退する人全員分）

届け出はお早めに

加入の届け出が遅れた場合は、前の健康保険が終了した時点または転入した時点までさかのぼって国民健康保険に加入し、その間の保険税を納付していただくこととなります。（遡及賦課）

脱退の手続きが遅れると、国民健康保険と職場などの健康保険の両方に加入していることとなり、保険税（料）が二重に請求されます。

また、他の健康保険に加入した後に国民健康保険の保険証を使用すると、そのときに国民健康保険が負担した医療費を返還していただく場合があります。

健康保険に変更が生じた場合は、14日以内に届け出をお願いします。

■問合せ先
町役場町民課 保険年金班
☎（56）7113

医療費節約にご協力ください

本町国民健康保険（国保）の医療費は毎年増え続け、ここ近年の急増ぶりは国保財政を大きく脅かしています。医療費の増加は、保険税の引き上げにもつながりますので、被保険者一人ひとりが次のことに心がけ、医療費の抑制にご協力ください。

●かかりつけ医をもち、同種の疾病で複数の医療機関における、重複受診は避けましょう。
●病気の早期発見・予防のため、特定健診をはじめとした健康診断を定期的に受けましょう。
●運動、休養、栄養バランスに心がけ、生活習慣病を予防しましょう。

まちづくりの羅針盤
第四次平生町総合計画の「なかみ」⑪

第四次平生町総合計画で掲げているさまざまな政策を、少しずつ紹介します。

住民に開かれた行財政運営によるまちづくり

政策の内容　「地域住民が、自らの判断と責任において、地域の課題解決に取り組む」ことを目的とした地域主権改革が進む中で、多様化・高度化する住民ニーズを把握し、施策や事務事業の選択と集中を進めながら、質の高いサービスの提供や、人材育成の推進、財政基盤の強化に向けた取組みを進めます。また、将来に向けて、広域合併を展望しつつ、当面は近隣市町と連携しながら、広域的な行政課題に対応できる体制の整備に努めます。

政策の背景

■平生町まちづくりアンケート　（H21 年度）調査結果

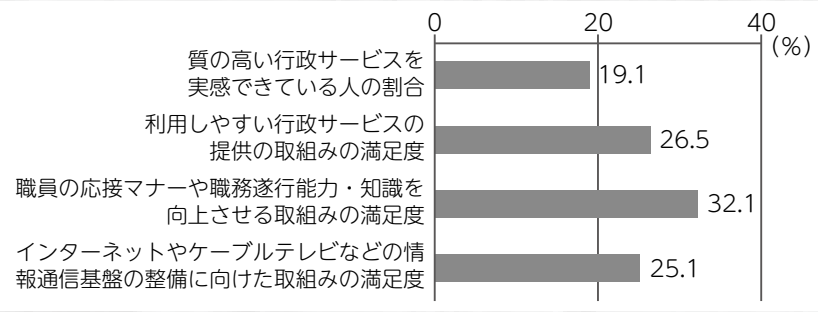

左記のとおり、行政サービスの質や利用しやすさに対する住民満足度は３割に満たない結果となっていることから、効率的で質の高い行政運営が求められています。

また、職員の応接マナーなどを向上させる取組みに対する満足度も約３割となっていることから、人材の育成が必要です。

インターネットやケーブルテレビなどの情報通信基盤の整備に向けた取組みの満足度についても３割に満たない結果となっており、引き続き、地域情報化の推進が求められます。

主な施策（取組み）

効率的で質の高い行政運営

①業務の効率化の推進
②質の高いサービスの提供
③人材育成の推進
④広域連携の推進

具体的には　▶行政評価システム構築、人材育成研修　など

地域情報化の推進

①地域情報化の環境整備
②電子自治体の構築

具体的には　▶情報環境の整備▶ケーブルテレビ加入促進▶㊕情報システムの構築・運用▶地域イントラネット※の利活用　など

※役場や公民館などを通信回線によりつなぎ、地域内ネットワークを構築したもの。

持続可能な財政運営

①安定的な税収確保
②地方債残高の減少への取組み
③選択と集中による健全化財政の推進
④自主財源の確保対策

具体的には　▶町税等徴収対策▶職員研修▶有料広告事業▶公有財産の計画的処分　など

住民のみなさんにお願い

①町では、行政サービス向上のため、行政改革や職員研修を行っています。行政改革の内容については、町役場総務課、総合政策課、町民課、平生図書館、各公民館の窓口で閲覧できるほか、町公式ホームページでご覧になれます。また、職員研修の実施状況については、毎年広報「ひらお」で公表しています。

②町では、町内の情報格差の是正や電子自治体の構築などの地域情報化に取り組んでいます。

【電子自治体の構築について】インターネットによりさまざまな行政サービス（税の申告、住民票などの交付申請、町立図書館の蔵書検索・予約など）の利用促進や、事務の効率化を図ります。

【ケーブルテレビの加入促進について】町内の出来事やイベント情報などをテレビ放送で紹介することにより、地域活動をサポートし、地域活性化を図ります。

また、パソコンの使い方や、インターネットなどについて学べる「出前講座」を行っています。対象はおおむね 10 人以上の団体・グループなどで、ご利用をご希望の際は町教育委員会【☎ (56)6083】までお申し込みください。

③町に納めていただく税金などは、教育・福祉・ごみ処理・消防・保険給付など、さまざまな行政サービスに使われる大切な財源ですが、昨年度の町税収納率は 98.94％となっています。税の滞納整理などの事務処理にかかる経費も、住民のみなさんの貴重な税金から支出されています。公平で質の高い行政サービスを提供できるよう、納期内納税にご協力ください。

■問合せ先
①《行政改革》町役場総合政策課 ☎（５６）７１２０
①《人材育成》、② 町役場総務課 ☎（５６）７１１１
③ 町役場税務課 ☎（５６）７１１４

■総合計画に関する問合せ先　町役場総合政策課　☎（５６）７１２０

人とまち　「きずな」でつなぐ　元気な平生　をめざして

人権コラム

つながりぬくもり No.15

「こころづかいと思いやり」

平生町人権教育推進協議会
（事務局：町教育委員会）

宮澤章二さんの詩に「行為の意味」というのがあります。

あの東日本大震災以後、ACジャパンのテレビコマーシャルに使われたものです。

「こころ」はだれにも見えないけれど「こころづかい」は見える
「思い」は見えないけれど「思いやり」はだれにでも見える

映像で流れた、電車の中で席を譲ること、長い石段を上がる高齢者の支援をすること。日常茶飯事に行われていることで、目にすることかもしれませんが、一つの詩が添えられることで、国民の心に大きく訴えた広告でした。

確かに人の心は見えません。そして思いもそうです。しかしながら、心で思っていることがテレビコマーシャルのように、形となって表れると、それは善意ある行動となって、喜ばれるものとなります。そこに相手を思いやるという人権の尊重を感じることができます。

毎年のこと、青少年健全育成推進大会で、善行者表彰が行われています。何気ない行動や活動にスポットを当て、表彰をしているものですが、昨年の同大会で、平生中の女生徒3人が表彰されました。それは、下校途中、高齢の女性の方が、道に迷って困っている姿を見て、自宅まで送り届けたというものでした。家族の方から後日、学校に感謝の思いを添えてこの美談の報告があったということでした。

また、昨年は山口国体が開催された年でもありました。48年前の忘れもの……天皇杯と皇后杯を獲得できたという非常に喜びにたえない成績でした。本町においては、電動車椅子サッカー大会が行われ、おもてなしの心を持った、スポーツと福祉を一体とした新しい試みが大成功に終わりました。このイベントにたくさんのボランティアの参加があり、なかでも中学生の姿をそこに見ることができました。人間形成の大事な時期に、こうした善行やボランティア行為を見ることができたことは、人権尊重の世の中で、非常に心温まるものだとうれしくなります。

町民みんなが自分にできることは何か……。こころづかいと思いやりを少しずつでも表現してみたいものですね。

一人ひとりが主役のまち“平生”

協働のまちづくり ❶

■問合せ先 町役場総務課 地域活動推進班 ☎（56）7111

Thema

まちづくり条例って何？

本町では昨年12月、まちづくり条例制定に向けて条例素案づくりの会議（合同部会）を設置しました。合同部会は月１回開催、住民からの公募委員や住民団体からの推薦委員、町職員の19名で組織され、本町の目指すまちづくりの基本ルール（条例）について、活発な議論をしています。

Q．まちづくりとは？

A．住みやすいまちにするために、住民や行政（町）が行動することです。

Q．まちづくり条例とは？

A．本町において、町政、まちづくりを進めるうえで、どのような考え方を基本にするのか、どのような方法で決めていくのか、誰にどのような役割があるのか、ということを定める基本的なルールとなるものです。

Q．この条例ができて何が変わりますか？

A．条例ができただけでは、何も変わりません。住民と町が、まちづくりの基本理念に基づき、ともに力をあわせて、それぞれの持つ能力を発揮し、協働することにより夢のある地域社会を創り出していくためのものです。

これまで行われてきた住民参加の取り組みは、条例や規則に裏付けられたものではありません。この条例の施行により住民参加が条例で保障されることになります。住民のみなさんにも、より積極的な参加や協働が求められることになります。

Q．協働のまちづくりとは？

A．住民ニーズの多様化により、個人や自治会だけでも、行政だけでも解決できない地域の課題が増えています。

こうした課題の解決に向けて、住民、住民活動団体、事業者および町がそれぞれの役割に基づき、互いの立場を尊重し、相互に補完し合うことをいいます。

町長室の窓

No.119

グローバル化と地方

春一番が〝解散風〟をつれてくるか…？　政局は消費税増税旋風が予想されていますが、景気や経済は依然、冷え込んだままで〝春まだ遠し〟の感を深めています。

今、心配なのは、歴史的な円高やグローバル競争の激化に伴い企業の生産拠点の再編や海外移転が加速。全国各地で工場閉鎖や撤退が相次ぎ、地域経済や雇用に深刻な影響を与えていることです。

本県でも昨年来、出光興産（徳山）の石油精製停止、シルトロニック・ジャパン（光）の工場閉鎖と前例のない大量解雇、三井金属のＭＣＳ（下関）の撤退、日本製紙クレシア（岩国）の生産停止…などが発表され、地域に衝撃が走りました。この地域ではＹＫＫ（田布施）、ビッグジョン（平生）に続くもので、本町にも関係従業員がおられるだけに、胸が痛みます。目下、緊急雇用対策に県や関係機関、周辺自治体とも連携し、全力を挙げているところです。

ちなみに、企業の海外進出による現地法人は、今や２万社を超え、その６割が中国を筆頭にアジア新興国に所在しているとのこと。その結果、国内雇用が失われ、賃金は低下し内需は低迷。国内市場は縮小し、企業はさらなるコストの削減と市場を求めて海外へ進出する悪循環が続いているのです。産業の空洞化が懸念されるはずです。また、他の要因も加わって昨年の貿易収支は、ついに31年ぶりに赤字に転落。今こそ、わが国の産業政策が問われています。政治がしっかりとその機能を発揮するときです。昔から経済の原点は『経世済民』。政治と一体となって「世を治め民を救う」ことにあります。

海外で得た利益や投資を国内に呼び込み、研究開発や技術、人材育成に生かすべきです。また、雇用の創出に直結する内需型産業や中小企業の支援、新エネルギー、食料、環境、医療、介護…等の新成長分野への誘導策が求められています。

昨年の東日本大震災に伴うサプライチェーン（部品供給網）の寸断で証明されましたように、日本の自動車やＩＴなどの先端産業を下支えしているのは、間違いなく地方の人材と生産力です。グローバル化の対極にある「地方」の役割はもっと評価されていいと考えます。

「国家の実力は地方に存す」（徳富蘆花）です。地方の再生なくして国家の繁栄はあり得ないのですから…。

山田健一

固定資産税の縦覧・閲覧

平成24年度固定資産税に係る縦覧・閲覧を次のとおり行います。

価格等縦覧帳簿の縦覧

●縦覧期間
４月２日～５月31日
（土・日曜日、祝日を除く）
午前８時30分～午後５時15分

●縦覧場所　町役場税務課

●縦覧できる人
固定資産税の納税者

●縦覧に必要なもの
印章（代理人の場合は委任状）

●縦覧内容
納税者が、自己の土地・家屋の価格と、他の土地・家屋の価格を比較することができます。

・土地価格等縦覧帳簿
所在地番、地目、地積、価格
・家屋価格等縦覧帳簿
所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

固定資産課税台帳の閲覧

●閲覧期間
４月２日から年間を通じて
（土・日曜日、祝日を除く）
午前８時30分～午後５時15分

●閲覧場所
町役場税務課
佐賀出張所（ＦＡＸによる閲覧）

●閲覧できる人
納税義務者、納税管理人、借地・借家人など（使用または受益の対象となる部分の固定資産に限る）

●閲覧に必要なもの
・印章
・委任状（代理人の場合）
・契約書など権利関係を示す書類（借地・借家人などの場合）

●閲覧内容
課税台帳に登録されている内容（評価額、課税標準額、税額など）

平成24年度固定資産税の第１期の納期は５月31日㈭です。納付書は、５月上旬に送付する予定です。

■問合せ先
町役場税務課　☎（５６）７１１４

町民課の窓口延長サービス
●毎週金曜日、町民課の窓口は午後６時30分まで（年末年始、祝日を除く）
●交付できるもの：住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証、印鑑証明書
※戸籍について、古い戸籍（除籍・原戸籍）は除く

まちの話題

大震災チャリティコンサート

１月28日、「平生町『ひろげよう男と女』連絡協議会」主催の東日本大震災チャリティコンサートが町武道館で開催されました。

奏者は被災地で音楽活動のプロジェクトに携わる二胡奏者の今井美樹さん。演奏に先駆けて行われた「トーク＆トーク」では、山口県出身の今井さんと中国山東省出身のご主人李魯青さんによる日本と中国における女性の立場の違いを、夫婦ならではの掛け合いで楽しく知ることができました。

その後のコンサートでは、今井さんの奏でる二胡の繊細な音色が会場を魅了しました。

また、会場では被災地の方を招いた講演会を行うための募金が行われ、集まった募金は２月７日に平生町ボランティアグループ連絡協議会に手渡されました。

【二胡】中国の伝統的な擦弦楽器で、２本の弦を間に挟んだ弓ではじいて音を奏でる。

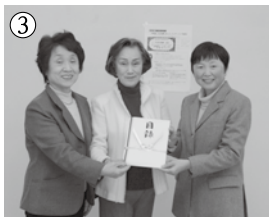

①二胡を演奏する今井さん②「トーク＆トーク」左が李さん③平生町ボランティアグループ連絡協議会に募金を届けました。（２月７日／場所：あいあむ）

子どもと本の架け橋に

１月27日、平生幼稚園で「親子で楽しむ絵本講座」が開催され、園児とその保護者約80人が参加しました。

講師に絵本作家の松田もとこさんを招き、読み聞かせを交えた講話が行われました。また、子どもと本についてのさまざまな質問に的確なアドバイスが行われ、参加者は充実した時間を過ごしました。

地場産給食で食育

１月27日、平生小学校で３年生の児童が「地場産給食の日」として食育を学びました。

野菜生産者の方々から、平生町の特産物や地場産野菜の安全性を学び、その後、一緒に地場産給食をおいしくいただきました。

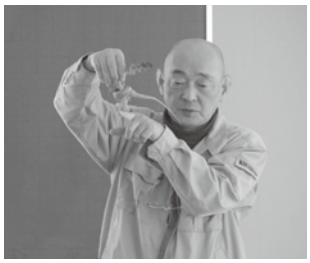

料理教室のひとこま

２月10日
勤労青少年ホーム料理教室

２月11日
子ども会そうさく活動
「うどんづくり」

２月12日
大野公民館 親子料理・食育教室
親子で楽しくクッキング

ソフトバレーボール大会

２月19日、町体育館で平生町ソフトバレーボール大会が行われ16チームが４ブロックに分かれて試合を行いました。

各ブロックの優勝チームは次のとおりです。

【Ａブロック】
排球愛好会
【Ｂブロック】
シローズ
【Ｃブロック】
光輝ＳＢＮ
【Ｄブロック】
マーガレット

地元の魚を食べよう

２月14日、小郡（おぐに）の松尾さん方のコテージで、㈱エンジョイ・フィッシャーマン主催の食育料理教室が開催され、約20人の女性が参加しました。

内臓を取らないチダイの調理方法など、地元で捕れた新鮮な魚ならではの、目からうろこの調理方法が紹介されました。その後、それらを実食し、そのおいしさを実感しました。

火祭り

２月15日、神峰山般若寺（宇佐木）で火祭りが行われ、多くの人が集まりました。

境内では「火渡りの行」が行われ、行者の方々は柴燈護摩（さいとうごま）がたかれた炎の中を、一般の方々は炎の収まった灰の上を、素足で歩きました。

また、周防大島の兄妹デュオ「マウンテンマウス」が、東日本大震災の被災地復興を願った歌を奉納しました。

「行政相談出前教室」佐賀小児童、行政を学ぶ

２月20日、佐賀小学校で総務省山口行政評価事務所の行政相談出前教室が行われました。

参加したのは６年生の児童５人。普段の生活に密着する事柄を題材に行政とはなにかを学びました。

また、行政相談や行政相談委員についても説明があり、その必要性を知りました。

まんがで夢を描く！

２月20日、平生小学校で子どもまんが体験教室が開催され６年生の児童が参加しました。

講師に教育まんが家の松田純さんを迎え、児童たちは、自分が主役のサクセスストーリーまんがに挑戦しました。

松田さんは、夢を発見し、形にすることの大切さ、素直に勇気をもって実現に向けて努力すれば、夢は叶えることができるということを、まんがづくりを通じて子どもたちに伝えました。

スポーツ少年団の交流

２月18日、平生町スポーツ少年団の交流会が町体育館で行われ約１５０人の団員が参加しました。

スポーツ少年団活動の促進と育成を図ることを目的として、学年や種目の異なる団員が一堂に会し、綱引きやドッヂビーなどのレクリエーション競技を行い、交流と相互理解を深めました。

【平生町観光キャッチフレーズ】“キラメキの瀬戸の眺めにおいでませ　明日は歴史と会える町”

■問合せ先
町保健センター　☎（５６）７１４１

こんにちは保健師です　No.609

健診（検診）の結果はいかがでしたか

医療機関で健康診査やがん検診を受診すると、後日、健診（検診）結果が通知されます。その結果については、各医療機関（検診機関）により判定基準が定められていて、健診（検診）の種別によっても細かく分かれています。

【※以下「健診（検診）」→「けん診」】

けん診結果とその後の対応

【異常なし】
定期けん診となり、次回に受診することになります。

【経過観察を必要とする】
３カ月後または６カ月後と指定された一定期間に合わせて再検査を受けたり、診察を受けることになります。

【要精密検査】
今回の結果、さらに詳しい二次検査を必要とする状態であり、必ず受診するようにしましょう。

【治療中】
現在、受けている治療内容を継続して受けることになります。

【要医療】
かかりつけ医または、医療機関を受診して該当する疾患に対しての治療を必要とする状態になります。

このように、けん診の結果は生活の過ごし方に対してもとても重要な意味をもつことになります。その理由は、次のようなことからです。

❶今の生活をこのまま続けてもよい。
❷定期的に医療機関への通院を続けながら検査を受け、数値の変化やレントゲンフィルムの画像の状態により様子をみていく。
❸精密検査の結果により、治療が必要であればその治療内容が決められることになる。
❹「治療中」や「要医療」であれば医師の判断のもとに現在の生活についての指導を受けることで、よりよい状態を維持していくことができる。

けん診の結果は、今の自分のからだの状態を表してくれるとても大切な目安になります。

健康診査、がん検診を受けましょう

「今のところ何ともないから」
「病院へ行くのがめんどうくさい」
「けん診の結果を知るのが怖い」
「けん診を受けるのにお金がかかる」
「周りにけん診を受ける人が少ない」
「まだ、若いから大丈夫」
などの、さまざまな理由でけん診を受けられない場合があるようです。

自分のからだのことをよく知って、快適な生活を少しでも長く続けていくためにもこれまでに受けたけん診の結果をもう一度見直してみましょう。

４月になると、保健センターで実施する各種けん診のご案内をいたします。元気に毎日を過ごすための第一歩として対象年齢になったらぜひ、健康診査、がん検診を受けましょう。

保健センターが実施する主なけん診

- ●肝炎ウイルス検診
- ●結核・肺がん検診
- ●胃がん検診
- ●大腸がん検診
- ●子宮がん検診
- ●乳がん検診
- ●健康診査※

※生活保護世帯のみ

おすすめメニュー

蒸し鶏

平生町食生活改善推進協議会

フライパンで簡単にでき、弱火で時間をかけて蒸すことで鶏肉がとてもやわらかくなります。

《材　料》　４人分

鶏もも肉	２枚
塩	小さじ１弱
酒	大さじ１
レタス	1/4個
ブロッコリー	1/2個
人参	1/2本

A

マヨネーズ	大さじ１
すりごま	大さじ１
しょうゆ	大さじ1/2
砂糖	大さじ1/2
酢	小さじ１
ごま油	小さじ１
みりん	小さじ1/2

《作り方》

① 鶏もも肉は厚さが均一になるように切り開き、塩と酒をふって５～10分おく。
② アルミホイルの上に鶏肉を置いて、手前からしっかり固く巻く。両端を上に向けてとじる。
③ フライパンに水１カップを入れ、②の巻き目を上にして置く。強火にかけ、沸騰したら弱火にして約１時間煮る。
④ Ａを合わせてドレッシングを作る。
⑤ ③の肉を適当な大きさに切り分け、付け合わせの野菜といっしょに盛り付け、④をかける。

No.197

生涯学習推進だより

「地域の子どもたちのために垣根を越えて」
～平生町地域協育ネットの取組み～

平生町地域協育ネット運営委員会

平生町生涯学習推進マスコット「マナビット」

現代の子どもたちを取り巻く環境は急速に変化しており、地域のつながりの希薄化や保護者世代の多忙化など、さまざまな問題が危惧されています。

このような中、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しながら連携し、地域全体で未来を担う子どもたちを、健やかに育むことが重要であるといわれています。

本町においては、放課後や長期休業中における、安全で安心できる子どもたちの居場所づくりを推進するため、放課後子ども教室（佐賀ふれあい教室・平生ふれあい工作活動・友遊スポーツ教室・中央児童館クラブ）や放課後児童クラブ（平生児童クラブ・佐賀児童クラブ）があります。また、学校におけるさまざまな教育活動に地域の方々がボランティアとして参加する、学校支援地域本部事業があります。

これらの活動は、これまで個別に行ってきましたが、連携し互いの活動を理解することで、さらに充実した取組みとなるのではないかという期待から、昨年10月に「平生町地域協育ネット運営委員会」を立ち上げ、各学校および事業関係者が一堂に会し、地域の子どもたちの健全育成のための協議を行いました。

この「地域協育ネット」という言葉の意味は、「地域」の子どもたちを学校・家庭・地域が「協」働して「育」むための「ネット」ワークづくりを行うというものです。このネットワークを生かした取組みも少しずつではありますが、実施しています。

地域の宝である子どもたちを育成するため、「平生町地域協育ネット」の輪をさらに広げていきたいと考えています。さまざまな形でご協力をお願いすることがあるかと思いますが、その際は、どうぞよろしくお願いします。

■問合せ先
町教育委員会 社会教育課
☎（56）6083
町役場 健康福祉課
☎（56）7115

佐賀ふれあい教室

平生ふれあい工作活動

友遊スポーツ教室

中央児童館クラブ

平生児童クラブ

佐賀児童クラブ

学校支援ボランティア

図書館だより

暮らしの中に図書館を!!

平生図書館　☎（56）2310
【開館時間】午前9時～午後5時15分

ご自宅からインターネットを利用して予約・検索できます♪
http://www.library.town.hirao.lg.jp
または 町公式ホームページからアクセス

新着図書の紹介

図書の一部を紹介します。

《一般書》

歪
堂場 舜一 著

きなりの雲
石田 千 著

花酔ひ
村山 由佳 著

《児童書》

ようちえんいやや
長谷川 義史 作・絵

おめでたこぶた　その１
アリソン・アトリー 作

フクシマから学ぶ原発・放射能
安斎 育郎 監修

話題の本

『佐藤初女さんの心をかける子育て』
佐藤 初女 作（小学館）

わが子を幸せにするために親ができることとは？頑張っているママたちに、「森のイスキア」主宰の佐藤初女さんが子育ての知恵を伝えます。イスキア歳時記も収録。

【ひらお読書会】会員募集中

図書館２階にて課題図書を読み、内容について語り合い本の楽しさを探求しています。どなたでも参加できますので、当日お気軽にお越しください。

休館日

３月…19日(月)、26日(月)、31日（月末整理日）
４月…２日(月)、９日(月)

◎転居などにより住所・電話番号が変更した際は、図書館窓口にお知らせください。

シリーズ

正しい知識で安心な消費生活

山口県消費生活センター　電話 083(924)0999

資格商法の二次被害について

相談　数年前に契約した資格取得講座について、「修了していないので新たに教材を購入する必要がある。やめるのであれば、解約の手続費用として40万円を支払え。」としつこく勧誘電話がかかってきます。どうすればよいでしょうか。

アドバイス　支払い義務は何も発生していません。毅然とした態度で断り、脅迫などがあるときは警察にも届け出ましょう。

◆◇ワンポイント◇◆

これは、いわゆる資格商法の二次被害と言われる相談で、過去の受講生の名簿を基に、修了するまで受講義務があるとして新たに資格講座の契約をさせようとしたり、解約するには手続きが必要として高額な手数料の支払いを求めてきます。

電話勧誘に対して、あいまいな返事はせず、必要のない場合は毅然とした態度ではっきりと断りましょう。なお、電話勧誘は、特定商取引法の規定により契約をしない旨の意思表示をした者に対し、再勧誘をすることが禁じられています。

また、契約した場合でも、契約書面を受け取ってから８日間以内であれば、クーリング・オフが適用され無条件で解約することができます。

不審な点がありましたら下記までご相談ください。

【県消費生活センター】　☎０８３（９２４）０９９９

【町役場経済課】　☎（５６）７１１７

柳井警察署だより

子どもが被害となる事件や交通事故を防ごう！

保護者の方へ

家庭の中から交通安全！

子どもたちは大人の行動のまねをします。まずは大人が交通ルールやマナーをしっかり守り、子どもたちにお手本を示しましょう。

お子さんと一緒に通学路を歩いてみましょう！

通学路には、子どもたちにとって魅力的な場所がたくさんあります。子どもの目線で危険な場所を見つけ、その場で具体的にどうすれば安全なのかを繰り返し教えましょう。

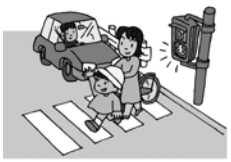

地域の方へ

地域の連帯意識を高めましょう

「あいさつ」を通じて、地域との「つながり」を深めましょう。

通学路などの安全点検をしましょう

通学路の暗がりや公園の見通し、そして交差点など、子どもを取り巻く環境について安全点検をしましょう。

自転車・バイクの盗難にご注意を！

管内で、自転車やバイクの盗難が多発しています。

車両から離れるときには必ず鍵を掛け、盗難を未然に防ぎましょう。

【交通安全標語】気をつけて「出しすぎ」「近すぎ」「急ぎすぎ」　（平成23年「交通安全年間スローガン」）

休日や平日夜間の医療案内

◇診療は、あくまで応急的診療であり、専門的な診療は受けられない場合があります。

■柳井地域休日夜間応急診療所

柳井市中央１丁目５番３号

☎（２２）９００１（下記診療時間内）

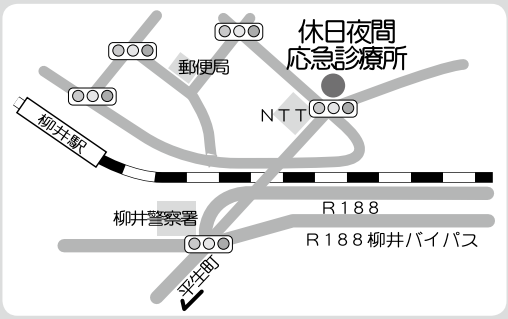

区分	診　療　日	診療時間（受付）
休日昼間	日曜日・祝日 盆（８月15日） 年末年始 （12月30日～１月３日） ※これらの日の夜間診療はありません	午前９時～12時 （午前11時30分まで） 午後１時～５時 （午後４時30分まで）
平日夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません	午後７時～10時 （午後９時30分まで）

「まちの保健室」　山口県看護協会柳井支部

場所：イズミゆめタウン柳井　２階ベビー服売り場前
日時：３月17日㈯　午前10時～12時
内容：血圧測定、体重・体脂肪測定、健康相談、乳児・育児相談など

人権行政相談　※相談無料・秘密厳守

◆**相談内容**　人権に関わる悩みや困りごと、行政全般についての苦情、相談並びに意見や要望などについて
◆**相談日**　毎月第２月曜日（休日の場合は翌日）
【時間・場所はまちのカレンダーでご確認ください】
◆**相談員**　人権擁護委員、行政相談委員

おいでませ！山口イヤー観光交流キャンペーン

３月から８月にかけて、「おいでませ！山口イヤー観光交流キャンペーン」を実施しています。

古地図を片手に維新ゆかりの地を巡る「ディスカバー！長州ウォーク」、ＳＬ「やまぐち」号や山陰観光列車「みすゞ潮彩」などで周遊を楽しむ「やまぐち鉄道の旅キャンペーン」をはじめ、さまざまなイベントを行います。

みなさんもお誘い合わせの上、ぜひ参加してみませんか。

問山口県観光交流課　☎０８３（９３３）３１７０
問町役場経済課　☎５６（７１１７）

柳井健康福祉センター相談日

〔柳井市古開作／☎（２２）３６３１〕

●骨髄バンク登録検査《要予約（前日まで）》
４月18日㈬　９：00～10：00
●Ｂ・Ｃ型肝炎抗体検査《要予約（前日まで）》
４月18日㈬　10：00～10：30
●ＨＴＬＶ－１抗体検査《要予約（前日まで）》
４月18日㈬　10：30～11：00
●ＨＩＶ抗体検査《要予約（当日まで）》
※当日検査結果がわかります
４月18日㈬　14：00～16：00
●思春期・ストレス相談《要予約（前日まで）》
３月23日㈮　10：00～15：00
●心の健康相談《要予約（１週間前まで）》
４月17日㈫　13：00～14：00

こころの救急電話相談

山口県精神科救急情報センター

☎ 0836（58）4455（24時間対応）

内容：精神病、うつ病など、こころの病気による混乱した言動・ひきこもり・自殺願望など

小児救急電話相談

受付時間
毎日 午後７時～11時

☎ #8000 または ☎083（921）2755（携帯電話も可）

内容：15歳未満の子どもの急患や疾病に関すること

月間火災・救急発生状況　（１月）資料：柳井地区広域消防組合

	火災			救急
	建物	山林	その他	
管内	1	1	3	323
平生町内	0	0	0	35

月間交通事故発生状況　（１月）資料：柳井警察署

	発生件数		死者（人）	傷者（人）
	人身	物損		
管内	20	144	0	25
平生町内	3	13	0	4

まちの人口

１月31日現在の住民基本台帳記載人口。
（ ）内は前月対比。

世帯数	5,571 世帯	（－12）
人口	12,966 人	（－28）
うち男	6,162 人	（－15）
女	6,804 人	（－13）

税務署からのお知らせ

東日本大震災により被害を受けられた方へ

対象地域の納税者の方の国税の申告・納付などの期限が延長されます。

【対象地域】宮城県石巻市、東松山市、女川町
【対象となる国税の種類】平成23年３月11日から平成24年４月１日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付など
【延長期限】平成24年４月２日㈪

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ　www.nta.go.jp

〔ミュージックチャイムの曲名〕　６：00　早春賦　12：00　平生町の歌　17：00　夕やけこやけ

Information

じょうほうでんごんばん 情報伝言板

試験・募集

国家公務員採用試験

院卒者・大卒程度を対象とした総合職試験や国税専門官・労働基準監督官などの専門職試験、高卒程度を対象とした海上保安学校学生（特別）などの各種採用試験の申込受付が、早いものでは４月から開始します。

※受験資格や申込受付期間など試験区分によって異なります。

詳しくは人事院ホームページ「国家公務員試験採用情報ナビ」（http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm）でご確認ください。

自衛官募集

◎幹部候補生

●応募資格　日本国籍を有し、平成25年４月１日現在において次のいずれかに該当する人
①22歳以上26歳未満
②大学院において修士の学位を受けた28歳未満
③大学を卒業した20歳以上22歳未満

●受付期限　４月27日㈮

◎予備自衛官補

●受験資格　日本国籍を有し、次の各号に該当する人
①一般公募　18歳以上34歳未満
②技能公募　18歳以上で、保有する資格に応じて53～55歳未満（資格の内容：衛生、語学、整備、情報処理、通信、電気、建設などの技能を有する人）

●受付期限　４月４日㈬

問申防衛省自衛隊山口地方協力本部　柳井地域事務所　☎（22）8199

「くらしの安心推進員」「食の安心モニター」募集

●活動内容
①山口県くらしの安心推進員
商品やサービスの不当表示、誇大広告の情報提供など
②山口県食の安心モニター
食品表示や食品衛生に関するモニタリングなど

●応募資格
県内に住む18歳以上の人

●任期　委嘱した日～平成25年３月31日

●謝礼　年額１万円以内

●募集人員（県内）①39人②40人

●応募方法　町役場経済課に備え付けの応募申込用紙を提出（郵送可）

●応募期限　４月12日㈭（必着）

問申町役場経済課　☎（56）7117

県立山口高等学校 通信制課程生徒募集

●募集定員
・普通科　360名
・衛生看護科　40名（連携施設在学者などに限る）

●科目履修生　制限なし

●願書受付期間・時間
３月21日㈬～４月３日㈫（土・日曜日、３月27日㈫、28日㈬、４月２日㈪を除く）午後１時～２時

●検査　出願手続きのために来校した日に実施（面接・作文）

問県立山口高等学校（通信制）　☎083（922）8519

平成24年度前期 危険物取扱者試験

◇危険物取扱者試験（甲・乙・丙種）

●日時　６月10日㈰

●場所　県内各市

●受験資格　甲種以外は誰でも

●願書受付期間
【書面申請】４月６日㈮～17日㈫
【電子申請】４月３日㈫～14日㈯

※電子申請の詳細は㈶消防試験研究センターのホームページでご覧ください。
http://www.shoubo-shiken.or.jp

◇準備講習会

●対象　乙種第４類受験者

●日時　５月10日㈭、11日㈮

●場所　柳井市文化福祉会館

●定員　40名

●受講料　危険物安全協会会員5500円、非会員8500円

●申込方法　最寄りの消防機関に備え付けの受講申込書を願書受付期間内に提出

◇その他　柳井市においては乙種第４類の試験を実施

問柳井地区広域消防組合　消防本部予防課　☎（23）7774

講座・講習

起業家養成塾「島スクエア」平成24年度受講生募集

新たなビジネス（起業）を通して地域を元気にしていく人材育成を目指し、４つの講座を開講します。【受講料無料（来年度以降は有料となる予定です）】

●講座（コース）／開講予定月
[起業家養成基礎コース／６月]
[Web・動画クリエイター養成コース／５月]
[商品開発起業コース／６月]
[体験型観光起業コース／６月]

◇説明会
【日程】①４月21日㈯②４月26日㈭③５月８日㈫
【時間】①午後１時30分～２時30分②③午後７時～８時
【会場】大島商船高等専門学校

< 以下は広告欄です >

広報ひらおでは、広告掲載事業による有料広告を掲載しています。

※詳しくはお問い合わせまたはホームページをご覧ください。http://www.oshima-k.ac.jp/shima-sq/

問島スクエア事務局（大島商船高等専門学校内）
☎０８２０（７４）５６７３

柳井医師会市民公開講座

●日時　３月24日㈯　午後２時～４時
●場所　アクティブやない
●テーマ　「気づいてますか?心のサイン!」
●内容　こころの健康クイズ▽ＤＶＤ上映「こころのサインに気づいたら」▽講演「ストレスについて（増本クリニック院長増本茂樹）」「うつ病について（恵愛会柳井病院院長 中岡清人）」
●入場料　無料

問柳井医師会
☎（２２）２６９６

問山口県柳井健康福祉センター
☎（２２）３６３１

安全衛生講習会

◇フォークリフト運転技能講習
●日程（場所）
【学科】４月10日㈫（ホテル松原屋）
【実技】４月11日㈬～21日㈯の内３日間（鋼鈑工業㈱玉鶴工場［下松市］）
●申込期限　３月28日㈬

◇玉掛け技能講習
●日程（場所）
【学科】４月11日㈬、12日㈭（ホテル松原屋）
【実技】４月16日㈪～18日㈬の内１日（鋼鈑工業㈱玉鶴工場［下松市］）
●申込期限　３月28日㈬

◇職長・安全衛生責任者教育
●日程（場所）
【学科】４月26日㈭、27日㈮（ホテル松原屋）
●申込期限　４月13日㈮

◇玉掛け技能講習
●日程（場所）
【学科】５月７日㈪、８日㈫（ホテル松原屋）
【実技】５月９日㈬～11日㈮の内１日（鋼鈑工業㈱玉鶴工場［下松市］）
●申込期限　４月20日㈮

問申㈳山口県労働基準協会下松支部
☎０８３３（４１）３５１０

お知らせ

シベリア強制抑留者への特別給付金について

対象者の皆様に特別給付金を支給しています。請求受付期限が迫っていますので、まだ請求されていない人は、平和記念事業特別基金までご連絡ください。

●対象者
日本国籍を有するシベリア強制抑留者で、平成22年６月16日にご存命の人（同日以降に亡くなられた場合は相続人）
●請求受付期限
３月31日㈯【当日消印有効】

問平和記念事業特別基金
☎０５７０（０５９）２０４

相談

協会けんぽ山口支部の保険料率変更について

本年３月分（４月納付分）から協会けんぽ山口支部の保険料率が変わります。

【健康保険料率】
９・５４％→１０・０３％
【介護保険料率】
１・５１％→１・５５％
※月収28万円の場合、加入者負担で月６８６円増（介護該当者は７４２円増）

問協会けんぽ（全国健康保険協会）山口支部
☎０８３（９７４）０５３１

「表示登記の日」無料相談

山口県土地家屋調査士会では、土地建物の登記に関する無料相談会を行います。

●日時　４月２日㈪　午前９時～午後３時
●場所　柳井市文化福祉会館
●相談内容　土地（分筆・合筆・地目変更・土地の面積等の更正・土地の境界について）／建物（新築・増築・取りこわし・分割・区分など）
●相談員　山口県土地家屋調査士会会員

問山口県土地家屋調査士会
☎０８３（９２２）５９７５

法テラス設立６周年記念無料法律相談会

弁護士による無料法律相談会を開催します。

●日時　４月13日㈮　午後１時30分～４時30分
●場所　山口県弁護士会岩国法律相談センター
●相談内容　民事一般の相談
●定員　６名（一人30分程度）
●申込方法　事前に電話で予約してください。
●申込期間　４月４日㈬～※定員になり次第締切

問申日本司法支援センター山口地方事務所（法テラス山口）
☎０５０（３３８３）５４９０

司法書士による多重債務・相続無料電話相談会

●日時　４月７日㈯　午前10時～午後４時
●相談受付電話番号
☎０１２０（００３）８２１
●相談内容
多重債務や相続登記でお困りの方々に、手続きの説明や司法書士事務所の紹介など、問題解決に向けてアドバイスします。

問山口県青年司法書士協議会
相談会担当：末冨
☎０８３７（５２）２２０５

＜ 以下は広告欄です ＞

まちのカレンダー

《3月16日～4月15日》

3　月

16 (金)	小学校卒業式 朗読ボランティアつゆくさの会 (10:00 ／平生図書館) もの忘れ相談 (13:30 ／ふれあいまちづくりセンター〈あいあむ〉)
17 (土)	体育館開放日 (午前中) 第 14 回平生中央児童館まつり (9:00) 古文書輪読会 (9:45 ／平生図書館) おはなし会 (14:00 ／平生図書館)
18 (日)	第 24 回田名公民館まつり (9:30)
19 (月)	
20 (火) 春分の日	
21 (水)	マロニエ会 (9:30 ／保健センター) こころの健康相談･いこいの場 (13:30 ／保健センター)
22 (木)	離乳食学級 (9:30 ／保健センター)
23 (金)	幼稚園卒園式
24 (土)	体育館開放日 (午前中)
25 (日)	平生町男女共同参画フォーラム 2012 (13:30 ／勤労青少年ホーム)
26 (月)	幼稚園、小・中学校修了式 保健センター開放日 (9:30)
27 (火)	育児学級 (10:00 ／保健センター)
28 (水)	
29 (木)	
30 (金)	
31 (土)	体育館開放日 (午前中)

4　月

1 (日)	
2 (月)	
3 (火)	育児学級 (10:00 ／保健センター)
4 (水)	マロニエ会 (9:30 ／保健センター)
5 (木)	
6 (金)	ひらお読書会 (13:30 ／平生図書館)
7 (土)	体育館開放日 (午前中)
8 (日)	
9 (月)	小・中学校入学式 幼稚園、小・中学校始業式 人権行政相談 (10:00 ／中央公民館、13:00 佐賀公民館)
10 (火)	
11 (水)	おひざにだっこの会 (10:30 ／平生図書館) 親しみトーク【町長と語る日】(18:00 ／町役場町長室)
12 (木)	幼稚園入園式
13 (金)	
14 (土)	
15 (日)	平生町スポーツ少年団大会 (9:00 ／町体育館)

※予定表ですので、日時・場所の変更がある場合もあります。

「ゆたかなまちをつくります」ポスター・標語

※学校名・学年は受賞時（平成23年度）のものです。

標語最優秀作品

手をとりあい
みんなでつくろう
ゆたかな平生

平生中学校３年　新原　瞳

ポスター最優秀作品

平生中学校３年　高岡　雪乃

平生町民憲章

わたくしたち　平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。

わたくしたち　平生町民は

1　自然を大切にし　環境をととのえ　美しいまちをつくります
1　スポーツに親しみ　きまりを守り　健やかなまちをつくります
1　思いやりと　感謝の心をもち　温かいまちをつくります
1　勤労をとうとび　活力にみちた　豊かなまちをつくります
1　文化を創造し　若い力を育て　伸びゆくまちをつくります

「広報ひらお」は、環境に配慮した再生紙を使用しています。

山口県立山口博物館 開館１００周年　春休み特別企画 大科学展 開催【３月 27 日㈫～４月８日㈰ ※入館無料】

◇開館１００周年記念式典
【開催日時】３月 27 日㈫　午前 11 時～

「ロボット大事典」最新科学技術を結集した人型ロボットやオートマタ（からくり）の展示
その他関連イベントも開催！詳しくはコチラ→ http://www.yamahaku.pref.yamaguchi.lg.jp/